

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十四号

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表知事の部奈良県税制調査会の項の次に次のように加える。

奈良県がんばる市町村 応援表彰選考委員会	がんばる市町村応援表彰の選考に関する事項についての審議に関する事務
-------------------------	-----------------------------------

別表知事の部なら健康長寿基本計画推進戦略会議の項の次に次のように加える。

奈良県子どもを虐待から守る審議会	子どもを虐待から守る施策の推進に関する重要事項についての調査審議に関する事務
------------------	--

別表知事の部奈良県訪問看護推進協議会の項の次に次のように加える。

奈良県医師配置評価委員会	医師派遣システムに関する重要事項についての審査に関する事務
--------------	-------------------------------

別表知事の部製造業者向け省エネ・節電対策補助金選定審査会の項を次のように改める。

奈良の省エネ・節電スタイルの推進に関する補助金選定審査会	奈良の省エネ・節電スタイルの推進に関する補助金に係る事業についての審査に関する事務
------------------------------	---

別表知事の部奈良県ビジネスプラン評価委員会の項の次に次のように加える。

<p>奈良県経営革新計画評価委員会</p>	<p>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第九条第一項に規定する経営革新計画の承認に関する重要事項についての審査に関する事務</p>
<p>奈良県工業製品等の知的財産に関する協議会</p>	<p>工業製品等の知的財産に関する重要事項についての審査に関する事務</p>
<p>奈良県商業活性化協働推進事業審査委員会</p>	<p>商業活性化協働推進事業の選定に関する重要事項についての審査に関する事務</p>
<p>奈良の贈り物開発・発見・創出事業審査委員会</p>	<p>奈良の贈り物開発・発見・創出事業に関する重要事項についての審査に関する事務</p>

別表知事の部奈良県高山第1工区立地基準等審査会の項の次に次のように加える。

<p>奈良県ホテルを核とした賑わいと交流の拠点整備事業審査委員会</p>	<p>ホテルを核とした賑わいと交流の拠点整備事業についての審査に関する事務</p>
--------------------------------------	---

別表知事の部奈良県農政推進会議の項の次に次のように加える。

<p>奈良らしい農業・農村のあり方検討委員会</p>	<p>奈良らしい農業・農村のあり方に関する重要事項についての審議に関する事務</p>
----------------------------	--

別表知事の部奈良県森林技術研究評議会の項の次に次のように加える。

<p>奈良の木利用拡大検討</p>	<p>奈良の木の利用拡大に関する重要事項についての審議</p>
-------------------	---------------------------------

委員会

に関する事務

別表知事の部奈良県建設リサイクル実施指針改定委員会の項の次に次のように加える。

奈良県安心して暮らせる地域公共交通確保事業選定委員会	安心して暮らせる地域公共交通確保事業の選定に関する重要事項についての審査に関する事務
奈良県公共交通基本計画策定委員会	奈良県公共交通基本計画に関する重要事項についての審議に関する事務

別表知事の部奈良県河川整備委員会の項の次に次のように加える。

奈良県エリアマネジメント推進事業者等選定委員会	エリアマネジメント推進事業者等の選定に関する重要事項についての審査に関する事務
-------------------------	---

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。